



# 案例

19

## 皮膚炎症

### 生コン、その有害性を不知なるがゆえに

製造業で頑張ってきたAさん(40歳)は、現在、建築工事業T社(労働者数10人)に採用され土工として約1ヶ月になる。

#### ○労働災害発生状況

元請S社の下請けとしてT社は鉄筋コンクリート構造の4階建てマンションの新築工事を行っているが、工事の進捗状況は概ね順調である。さて、全員参加によりKYボードを使用して安全作業のための危険予知活動を終了すると、Aさんは早速、作業を開始した。工程通りに、これから軸体でもある2階床(1階の天井もある)部分に生コンクリート(生コンともいい、セメント、水、砂等を混ぜたドロドロのもの)を打設する。この部分にはスラブ筋ともいいう鉄筋が上下2層に組み上げてあり、生コン打設後の仕上

がり厚さ(コンクリートスラブ厚さ)は18cmである。地上の生コンポンプ車からパイプを通して送給される生コンが床配筋部分へ流し込まれると、

Aさんは配筋の上下左右へ均一に生コンが行き渡るよう手工具を使用して作業している。その作業の最中に、Aさんは右足ゴム長靴(高さ約30cm)の中の甲部辺りに水気を感じ、それはやがて痛みのようなものへと変わつていった。



#### ○発生原因と対策

業3カ月程にもなつたのである。なお、ゴム長靴への水気の侵入は、甲部に小穴が開いており、ここから生コン液が浸入したもののように、この小穴は、Aさんによれば、打設作業中に配筋(スラブ筋)に足を引っ掛けたことから生じたものとされる。

業3カ月程にもなつたのである。なお、ゴム長靴への水気の侵入は、甲部に小穴が開いており、ここから生コン液が浸入したもののように、この小穴は、Aさんによれば、打設作業中に配筋(スラブ筋)に足を引っ掛けたことから生じたものとされる。

靴内に生コンが入つたりしたときは、遅滞なく、原材料等の危険性又は有害性等について措置することが必要である。しかし本件では、危険・有害性についての知識が不足していたこともある。強アルカリ性による重傷化へつながつたともいえるのである。

②事業者として、生コン打設作業に伴う安全衛生の確保に関する管理不十分であったこと。

つまり、T社にあつては、

雇入れ時の安全衛生教育が未実施ないし不十分となつており、このため生コンの危険・有害性等の知識不足により、KYボードでの危険摘出にも漏れがあり、また、接触後の適切な处置の遅れが生じる等管理面で不備があつたといえる。そして他方では、元請S社においては、建設現場を統括管理す

る立場として、下請事業者が実施するべき安全衛生教育等への指導援助その他についての知識を欠いており、その後の処置を適切に受けなかつたこと。

特定元方事業者は、関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、協議組織の設置及び運営、関係請負人が行う安

全又は衛生のための教育に対する指導及び援助、その他を行ふこと。

事業者は、皮膚に障害を与える物を取り扱う業務については、労働者に使用させるため不浸透性の履物等適切な保護具を備えること。又、常時有効かつ清潔に保持すること。

#### ※同規則第594条596条

ときは、遅滞なく、原材料等の危険性又は有害性等について、当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防、その他について安全衛生教育を行うこと。

また、生コンの有害性についての知識を欠いており、その後の処置を受けなかつたこと。

生コンはその物質的性状において強アルカリ性を有しておらず、これが皮膚等に付着した場合には、時にはひどい皮膚障害をもたらす。このため、

現地・現物をもとに実践するKYボード活用のKYK(危険予知活動)。しかしこれも、危険・有害性に関する必要な知識なくしては活かされまい。

事業者は、労働者を雇い入るタント事務所長)

管理不十分といえるのである。

#### ※労働安全衛生規則第35条

事業者は、労働者を雇い入るタント事務所長)

(Y2X労働安全衛生コンサルタント事務所長)